

発明者 明に 県費補助 希望者は手続きを

県では、次の対象者に「発明研究補助金」を交付することになっています。補助金交付を希望されるかたは、7月10日まで新潟県工業技術センター（新潟市登 504 番地）へ交付申請の手続きをしてください。

◆交付の対象
本県在住者で、県産業の発展および社会の福祉増進に寄与し、容易に実施化できる発明考案であって、将来、特許または実用新案登録を得ようとして研究もしくは出願中のもの、および特許または実用新案権を有するもの
◆なお、申請の手続きや、くわしく知りたいかたは市役所商工観光課までお問い合わせください。

市では、四月一日から高齢者の医療費補助の対象者を、七十七歳から七十五歳に引き下げ、その扶助を実施してありますが、まだ、資格の届け出をされていないかたがありまして、至急市役所市民課②の窓口まで届け出をしてください。

●対象者：七十五歳以上のかた（明治三十年以前に生まれ、初日から該当しますので、月始めに届け出てください。）

●手続きは：★国民健康保険証に加入している人は「国民健康保険証、社会保険の被扶養者の人は「社会保険証」を市市民課②の窓口へ届け出ます。★届け出がなされると市市民課では、国保の人は氏名欄

高齢者の 医療費補助 資格届けが必要 七十五歳になる月の始めから該当

●持っているもの：健康保険証書と印かん
また、国民健康保険証に②の印のないかたは、七十五歳以上でも医療費の補助を受けられませんが、忘れずに手続きしてください。

七月から国民年金の保険料（定額分）が、いままでの四百五十円から五百五十円に変わります。

みなさんから預けられた保険料は、その半分に当たる額を国がたして大蔵省の資金運用部に預けられ、それを運用することによって、将来の年金給付に必要な保険料を増やし、将来、年金を支給する時の財源にあてています。したがって年金額を引き上げていくためには、保険料をそれに見合った引き上げが必要なのです。

今度の保険料の改定についても昭和四十五年七月に

国民年金は、このように、将来の年金給付に必要な保険料を長期的に算出し、その積み立てられた財源を運用しながら、保険料を段階的に引き上げていく修正積立方式をとっています。

これら積立金の使途については、その一部が国民年金の特別給付として、公金施設などの建設資金にあて

秋植え分の造林用杉苗木 購入あつ旋

市ではいま、秋植え分の造林用杉苗木のあつ旋をしています。購入を希望されるかたは六月三十日まで市役所農林課までお申し込みください。

なお、十アール以上まとめて造林を行ないますと国庫補助の対象になります。

市ではいま、秋植え分の造林用杉苗木のあつ旋をしています。購入を希望されるかたは六月三十日まで市役所農林課までお申し込みください。

なお、十アール以上まとめて造林を行ないますと国庫補助の対象になります。

に②の印を押し、社会保険の人には証明書が交付されます。ですから医師の診断を受ける場合には、保険証あるいは証明書を提出すればよいこと出してください。

国民年金 五百五十円に 七月から定額分変わる

七月から国民年金の保険料（定額分）が、いままでの四百五十円から五百五十円に変わります。

みなさんから預けられた保険料は、その半分に当たる額を国がたして大蔵省の資金運用部に預けられ、それを運用することによって、将来の年金給付に必要な保険料を増やし、将来、年金を支給する時の財源にあてています。したがって年金額を引き上げていくためには、保険料をそれに見合った引き上げが必要なのです。

今度の保険料の改定についても昭和四十五年七月に

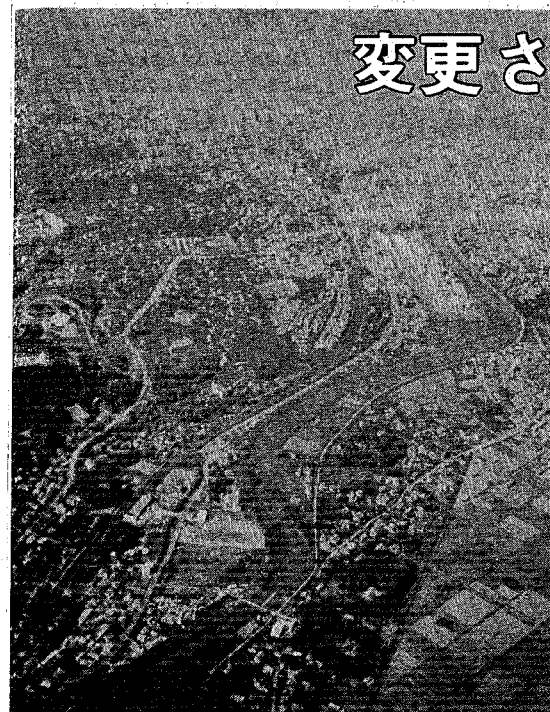
秋植え分の造林用杉苗木 購入あつ旋

市ではいま、秋植え分の造林用杉苗木のあつ旋をしています。購入を希望されるかたは六月三十日まで市役所農林課までお申し込みください。

なお、十アール以上まとめて造林を行ないますと国庫補助の対象になります。

市ではいま、秋植え分の造林用杉苗木のあつ旋をしています。購入を希望されるかたは六月三十日まで市役所農林課までお申し込みください。

なお、十アール以上まとめて造林を行ないますと国庫補助の対象になります。



変更される用途地域

25日から各所で説明会
さそい合わせてご参加を

新津市の用途地域が新しく決めなおされることになり、その説明会が別掲の日程で開かれます。

用途地域は、どんなねらいで、どのようにして決められるのだろうか。また、用途地域が決まるとどうなるのだろうか。など私たちにどうってわかりにくいことがたくさんあります。そこで、ぜひこの機会に、私たちの身近な問題として理解するためから、この説明会にさそい合わせて参加しましょう。

説明会の日程

- ▶ 6月25日（日）
午前10時から
第二保育所（舊道町）
山谷公会堂
午後2時から
中央保育所
第二小学校
- ▶ 6月26日（月）
午後7時30分から
第二中学校
田家保育所
- ▶ 6月27日（火）
午後7時30分から
金津農協

用途地域とは
人口や産業が集中し、さまざまな活動が行なわれる都市では、放っておくと、いろいろの用途や形態の建物が無秩序に混在し、その結果、騒音、悪臭、日照妨害などにより生活環境が悪化するばかりでなく、生産、交通、レクリエーションなどの都市の機能が混乱し、住みにくく不便な街になってしまう。そこで、このようなことが起こらないように、建物を建てる場合、お互いに守るべき最低限のルールを決めたものが用途地域の都市計画です。

用途地域には八種類あって、それぞれの地域にふさわしいように、建物の用途や形態の制限が定められます。この用途地域は、道路、公園、下水道などと同じように、都市計画の基本的な内容の一つで、市街地やこれから市街地になるところには、必ず定めることになっています。

都市計画法によって市街化区域（すでに市街化を形成している区域、および、大体十年以内に優先的、計画的に市街化を図るべき区域）では、用途地域が定められています。当市でも、この用途地域が定められていますが、最近の建物の実態や生活環境の改善要求にあわないうができてきたため、これまでの制度が改正されて、今までの制度が改正された用途地域についても、新しい制度によって決めなおされることになりました。したがって古い用途地域は、昭和四十六年の一月から数えて三年以内に、新しい用途地域に変

えなければならぬことになったのです。

これまでの用途地域は、住居地域、商業地域、準工業地域、工業地域と四種類に分類されていましたが、新しい用途地域では、第一種住居専用地域、第二種住居専用地域、住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域と八種類に細分化されました。そして、それぞれの地域に適合した区域を配分し決定することになったのです。

なお、この決定には、都市計画審議会および市民のみなさんがたへの説明会などで意見を求めたりして決められます。

表具 鈴木一心堂

一級技能士 法定防火塗装工事店 訓練指導員 建設業登録店

本町3-2-2035

新発売!! 音もスタイルも家庭向きの ホームテレホン RonRon

1本で、4台まで使える
1部屋、1台時代の電話です

心をつなぐ 新津電報電話局

新発売!! 音もスタイルも家庭向きの ホームテレホン RonRon

料 金	工事費	使用料 (月額)
1セット (電話機3台)	8,000円	2,000円

心をつなぐ 新津電報電話局